

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年6月26日（木）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時15分

【場所】 明治安田生命川崎ビル2階 第2会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 濱谷 由美子

委員 高橋 陽子

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

生涯学習部長 渡部

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

総合学習センター総務室長 広瀬

生涯学習推進課企画係長 末木

教職員課担当課長 小林

指導課担当課長 上杉

指導課指導主事 稲葉

指導課長 渡辺

総務部担当課長 田中

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 高橋 陽子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は、吉崎委員、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時15分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

3月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは承認といたします。なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 3 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第26号、議案第27号 及び 議案第28号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と濱谷委員をお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

総合教育センター総務室長、生涯学習推進課企画係長 お願いいたします。

【総合教育センター総務室長】

それでは、報告事項 No. 1 - 1 「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、川崎市総合教育センター運営委員会委員の委嘱等について御説明いたします。

川崎市総合教育センターは、本市における教育の充実及び振興を図るため、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談、特別支援教育に関することを目的に設置された総合的な教育機関です。

事業内容といたしましては、カリキュラムの開発、各教科及び教育課題に係る指導助言、研修、情報・視聴覚教育、特別支援教育、教育相談に係る指導助言・研修及びゆうゆう広場の運営等を行っております。

総合教育センターの円滑な運営を図るため、「川崎市総合教育センター運営委員会」を設置し、教育委員会の諮問機関として運営における指導・助言をいただいております。

資料1をご覧ください。平成26年6月1日付けで委嘱いたしましたでしたが、このたび6月13日付けで教育長の臨時代理により1名の委員を解嘱し、新たに、1名の委員を委嘱いたしました。臨時代理を行った理由ですが、6月16日に開催されました第1回運営委員会に間に合わせるためでございます。

任期につきましては、資料2をご覧ください。

総合教育センター条例（抜粋）第15条第5項により、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとなっておりますので、平成26年6月13日から平成28年5月31日までの期間でございます。

なお、資料3には、運営委員名簿(案)を添付しております。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【生涯学習推進課企画係長】

続きまして報告事項 No. 1 - 2 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員の委嘱等について、ご報告させていただきます。

教育委員会事務の委任等に関する規則に基づき、補助執行しております川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会委員に変更が生じました。

本来ですと、教育委員会にて議案としてお諮りするところですが、人選の都合上、教育長の臨時代理により委員の委嘱を行いましたので、ご報告申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

表の左から選出区分、このたび委嘱する者の氏名、現職を記載してございます。

選出区分2号 社会教育関係団体の2段目に記載してございますが、東有馬地区社会福祉

協議会会長の青木寅治氏を委嘱させていただきました。

新委員の任期でございますが、前任者の残任期間を引き継ぎ、平成 27 年 4 月 30 日まででございます。

なお、資料の 2 ページと 3 ページに、このたびの委員の委嘱につきましての関連法規をまとめてございますので、のちほどご確認いただきたいと思います。報告事項 No. 1 の説明は以上でございます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。それではまず No. 1 - 1、質問はございますか。

【各委員】

ありません。

【峪委員長】

では No. 1 - 2 はどうでしょうか。

【各委員】

特にありません。

【峪委員長】

それでは No. 1 - 1、No. 1 - 2 について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

では承認といたします。

報告事項 No. 2 平成 26 年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について

【峪委員長】

教職員課担当課長お願いいたします。

【教職員課担当課長】

報告事項 No. 2 「平成 26 年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」ご報

告させていただきます。

今年度実施の教員採用候補者選考試験の応募人数は、小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭、合計で 1665 名となりました。

校種別の応募人数ですが、資料 NO.1 をご覧ください。

小学校は、応募人数が 892 名となり、昨年と比べ 34 名の増加。応募倍率は、5.2 倍となりました。

中学校は、応募人数が 619 名となり、昨年と比べ 70 名の増加。応募倍率は 7.3 倍となりました。

特別支援学校は、応募人数が 79 名、昨年と比べ 20 名の増加。倍率は 5.3 倍となりました。

養護教諭につきましては、応募人数が 75 名、昨年と比べ 1 名の増加。倍率は 15.0 倍となりました。

大学推薦につきましては、前年度の受験実績に基づいて、推薦を受け付けておりますが、今年度につきましては、小学校は 90 の対象大学から 78 名の推薦、中学校数学は 12 大学から 12 名、中学校理科は 7 大学から 8 名、中学校英語は 8 大学から 8 名の推薦がありました。

地方会場についてですが、東北会場は昨年と同じ 39 名、九州会場は、昨年より 1 名減の 69 名となっております。

次に、試験日程でございますが、第 1 次試験は 7 月 13 日の日曜日に実施します。会場は、川崎市立橋高等学校、商業高等学校の市内 2 会場に加えて、市外会場として、「小学校」「中学校理科、数学」の一般選考の試験を、盛岡大学と熊本大学において実施いたします。

第 1 次試験の合格発表は 7 月下旬の予定でございます。

第 2 次試験は、8 月 13 日に実技試験を行い、8 月 11 日から面接試験を実施いたします。第 2 次試験の合格発表は 10 月中旬を予定しております。

なお、昨年もお願いたしました。今年度も教育委員の皆様には、第 2 次試験におきまして面接官をお願いいたたく存じます。今年度につきましても、「中学校」の面接をお願いいたします。「中学校」の面接日程は、8 月 25 日（月）から 9 月 19 日（金）までを予定しております。本日、予定をお伺いする文書を配付させていただき、ご依頼する日を後日連絡させていただきます。御協力をよろしくお願い申し上げます。

2 枚目の NO.2 の資料は、過去 5 年間の応募者、受験者のデータとなっております。

以上で、報告事項 No.2 「平成 26 年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験について」のご報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

質問はございますか。

【高橋委員】

今教員の人数、というか構成ですね、年齢に対する構成というのは、中堅がないわけで

すよね。で若い層がというのがこの議場の報告でも上がってきているということに対して、比較的この5年間というのは、一部分小学校あたりは、例えば22年度応募人数が多いなどかあるんですけども、このあたりというのは全体像としてどういうふうに考えられていますか。

【教職員課担当課長】

やはり比率とか割合の分布でございますね、バランスの良い構成というのが一番望ましいことだと思いますので、そのところは常に我々としても意識しております。具体的には選考試験を受け現役の学生でない方も優秀な人材をたくさん川崎市のほうで受けていただけるようにということで、説明会等においてそのところも力説させていただいて、なるべくたくさんの方に受けていただくような努力をしております。

【高橋委員】

すみません、質問がうまく伝わったか、プラスですね、中堅層がないということは、日本全体的にそういうことがよく起こっているかもしれませんが、教育現場までそうになっていくと非常に課題ですよね、というのがこの会議でも報告があることが過去にあって、今少なくとも5年間は一定程度の人数を採ってるんだなど。ただ、例えば小学校においてはこれを見ると応募人数に関しては22年度は多いなどかパッと見はわかるんですけど、今若い層で中堅層がいなくて、これを何年ぐらい、例えば5年後に中堅がこれぐらいに持っていくような計画を立てて、こういう人数にしているとかという、目標設定みたいなのって今ありますか。

【教職員課担当課長】

具体的に何名というような目標というのはこれからの課題だと思いますが、将来的にバランス構成がいいほうに近づくように、という意識をもってやっていますが。

【職員部長】

年齢構成につきましては、委員のお話しされたとおり40代後半が薄い年齢層になります。ただ選考試験でございますので、年齢層をここだけ中心的に採用するということはなかなか難しいところです。年度から一般選考については年齢制限を撤廃しましたので、従前ですと年齢制限で39歳までしか一般選考受けられなかったんですが、今年は59歳まで受けられるようになりましたので、そうしたところでは受けやすくなっているのかなと思います。経験者については従前から59歳としていますがけれども、民間経験者も含めたまま経験が少なく経験者採用として特別選考を受けられなかった方も、今回は一般選考を受けられるようになりましたので、幾分チャンスが広がったのではないかなと思います。あと、年齢のバランスをどうとるかということなんですが、今の30代の人たちが、少しずつ上が

ってきますのでそこまでなんとかがんばりたいというのがありますが、今、60歳で定年退職した方を再任用していますので、そういった方に学校にお残りいただいて若い方への指導にも関わっていただくという形でご活躍いただければというふうに思います。30代前半には非常に優秀な方が多いので、これから数年後には学校の中心職員として活躍していただけたらと思いますので、そこまでの期間再任用の方たちに活躍していただいて学校運営を成り立たせていきたいと思っていますところでございます。

【教育長】

あの、年齢別に何か採用をされているようなご質問のように受け止めたんですけれども。

【高橋委員】

年齢別というか、これはなかなか難しい問題であるというのによく理解をしているんですけど、ピラミッドというか若い先生を教える先生、その先生にベテラン先生が教えるようなことで積み上げていく部分ってあるじゃないですか。いろいろな計画の中で中堅層がないというのは結構前から痛手でこれからどうしようと、設計しなければならない流れで、ここから狙いを定めてというのは難しいのは理解しているんですけれども、目標として数年後を目処にというのが、例えば今は60歳以上の方たちが人数が多いわけですよ、一定の65歳までが多いんですよ。だけど、いろいろな年金の問題ですとか、そういった設計が変わってきているものの、一定の時期からそんなに多くなるわけですよ、その年代。で、じゃあその再任用って、例えば5年なのか10年なのかで目標を立てているというようなことが今ないと、なかなかこれを、中堅を入れていくのは難しいというのは理解はするけれども、目標設定として5年を目標にこういう構成にしていくこととか、そういうのがこの、そこが前提でこの全体像、5年とかの推移になっていると思うので、その辺がどうなっているのかなと。

【職員部長】

人数的にはここ5年間で団塊の世代の退職者の最後のピークを迎えるという形になります。それを過ぎますとかなり年齢層が若い方に移っていくことになります。現在学校のほうも人材育成に努めておりますけれども、30代の中ほどの教員に対して、学年主任とかいろいろなチームリーダーを任せるようにしていただいておりますので、5年後ぐらいにはその方たちが中堅として活躍、教務主任ですとか学校の中心職員になっていただけるようになると思っております。ですから5年後ぐらいがひとつの大きな転換期かなというふうに思っています。

【高橋委員】

5年ですね、はい。ありがとうございます。

【峪委員長】

大丈夫ですか。30代は何人採るといふ、そういう採用はしませんので。そうするとどうなるかといふば、今部長が言ったように現場で人材育成をするっていうことになりますよね。だから校長先生たちは、いい人を、すぐ使える人をなるべく多くゲットして後は腕を組んで、というわけにはいかないですね。やっぱり配置された人材の年齢構成などいろいろなものを見て育成しないといけないという難しい時代に入っていった、そういうことだと思います。

【濱谷委員】

昔児童数がすごく多かった時代とか、どんどん増えていった時代にたくさん教員が入られて、ぐっと減ってきたときにはちょっとこう多すぎるとか、採用試験があんまり採用登録者がないとかいう年代がちょっとあったりしたのが、この流れできていると思うんですけど、ここずっと見るとある程度の登載されている人数はほぼ同じぐらいの人数を毎年登載されてますので、そういうふうにさえしていけばある程度のきちっと年代ごとに人数がいる形になっていくのかなと思うので。こうパツパツと見たときに大体同じぐらいの人数が5年間登載されてますから、応募者は多かかったり少なかったりがあってもこの程度の人数が登載されていれば、ほぼ同じぐらいずつきているなというふうに私は思ったので。これぐらいしかしょうがないのかなといったら変な言い方だけど、思いました。

【職員部長】

ある年度に多く採用し、次の年度は、前年度多く採用し過ぎたから少なく採用するといふのは採用方法としては悪いと思っております。将来的には子ども数が減るだろうと言われてますけれども、ある年度に極端に採用人数を減らすのではなく、コンスタントに採用していくことによって年齢バランスを保とうと工夫しているところでございます。

【高橋委員】

現場での人材育成も含めてこの採用ということなんですけど、ここには離職率というのは連動して、別のところに教えていただくことあるんですけども、多分現場をやりながら人材育成するっていう難しさって、今までと違ったという説明もあったと思うんですけども、そのある意味もしかしたら負担もこの5年の中には、その現場をやりながら人材育成という、もしかしたら余裕のないそういった計画を立てていく中で離職をできるだけしない策といふか、まあ離職の理由といふのはいろいろあるんですけども、今後ますます大事なのかなといふふうに、今聞いていて思ひまして。ちょっとそういうのがここに出すのは難しいのかもしれないですけど、離職率とかですね、こういうのが連動して見れたり全体のピラミッドが、どういうふう目指すべき形が変わってきているといふのは、これと

連動して見えるというのが次からあるとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

【教育長】

今お話があったように離職の理由が様々ありまして、単に職場環境に不適合、環境に馴染めなかったとか仕事が大変きつからということではなくて、ご家庭の事情などもありますし、長い人生設計の中で離職されることもありますので、他の数値だけでは見えない部分もあるかと思ひますので、数字だけ出してしまうとそれがまたそれだけがひとり歩きしてしまうこともありますので、どのような理由でというのがいくつかご紹介できるかもしれませんが、数字で出せるかどうかはまた検討させていただきたいと思ひます。

【高橋委員】

そうですね、はい、できる範囲で、お願ひします。

【峪委員長】

いろいろな意見があったと思ひます。それでは承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

8 議事事項 I

議案第 21 号 平成 27 年度川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第 22 号 平成 27 年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第 23 号 平成 27 年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第 24 号 平成 27 年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

議案第 25 号 平成 27 年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

【峪委員長】

議案第 21 号から議案第 25 号につきましては、いずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要項について議題となっております。ですので、これらの 5 件、一括して審査した

と思いますが、異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは5件一括して審査いたします。指導課担当課長 お願いします。

【指導課担当課長】

はじめに、川崎市立の特別支援学校の現状について説明させていただきます。川崎市立特別支援学校は分校を含め4校ございます。川崎区に田島支援学校、田島支援学校桜校、中原区に聾学校、高津区に中央支援学校がございます。田島支援学校は、今年度から知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併せ持つ特別支援学校となりました。田島支援学校には、訪問教育部門も設置されております。中央支援学校高等部は知的障害教育部門の特別支援学校でございます。聾学校は、聴覚障害教育部門の特別支援学校でございます。

それでは、議案第21号をご覧ください。「平成27年度 川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」ご説明いたします。

はじめに幼稚部でございますが、1の志願資格は、(1)から(4)の全てに該当する者といたします。(1)平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者、(2)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

(2)におきまして原則としてという表現を使いましたのは、聾学校は、県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く横浜市立ろう特別支援学校へ通うのが困難な者が入学する場合があります。又、逆に本市の聴覚障害幼児が、横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているためでございます。

2の募集人数は、3歳児5名といたします。

3の募集期間及び受付時間、4の志願手続きは、ご覧のとおりでございます。5の併願の禁止についてでございますが併願を禁止し、県立特別支援学校を含めて志願する学校は1校といたします。6の選抜の日時及び場所につきましては平成27年1月22日(木)に聾学校で行います。

次のページの7の選抜の内容につきましては、健康診断、総合観察、面接等から実施いたします。

8の選抜結果の通知及び通知の日時、9の入学の許可、10の入学の手続きにつきましては

はご覧のとおりでございます。

1 ページおめくり下さい。次に、高等部でございますが、1の志願資格につきましては、(1)から(4)の全てに該当する者といたします。(1)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(2)中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)市立聾学校で実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としております。

2の募集人数は、普通科8名、ライフクリエイト科8名でございます。ライフクリエイト科とは、ライフは生きる力を示し、クリエイトは、作り出す創造を意味します。生徒の障害状況や多様な進路希望にも柔軟に対応しパソコンの技能習得にも力を入れながら環境・福祉・フードデザイン等の広がりを持った教育課程を実施しております。

3の募集期間及び受付時間、4の志願手続き、5の併願の禁止はご覧のとおりでございます。6の選抜の日時及び場所は、平成27年1月21日水曜日に聾学校で行います。

次のページの7の選抜の内容は、学力検査と面接等から実施いたします。

8の選抜結果の通知及び通知の日時、9の入学の許可、10の入学の手続きにつきましては、ご覧のとおりでございます。

次に、議案第22号をご覧ください。「平成27年度 川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱(案)について」ご説明いたします。

1の志願資格についてでございますが、(1)前期入学者選抜の志願資格を有する者は、以下のアからオの全てに該当する者といたします。ア.本人及び保護者が市内に居住する者、イ.中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、ウ.知的発達の遅滞の程度が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者、エ.志願しようとする特別支援学校の指定地域に居住する者、オ.特別支援学校で実施する前期入学者選抜に係る志願資格を確認するための相談を済ませた者としております。

後期入学者選抜の志願資格を有する者は、以下のアからウの全てに該当する者といたします。

次のページの2の募集人数につきましては、別に定めるとありますが、県教育委員会と連携を図りながら、今後、特別支援学校中学部3年生及び市内に居住する中学校3年生のうち、志願資格に該当し特別支援学校への入学を希望する生徒数を把握した上で、募集人数を定めてまいりますので、定まり次第、報告させていただきます。

3の募集期間及び受付時間、4の志願手続き、5の併願の禁止はご覧のとおりでございます。

6の志願変更についてですが、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校への変更に関し認められるものとします。

次のページの7の選抜の日時及び場所につきましては、前期選抜は、平成26年12月4日木曜日、募集人数に満たない場合は後期選抜として、平成27年1月22日木曜日に志願した特別支援学校にて実施いたします。

8の選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等から実施いたします。

9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きはご覧のとおりでございます。

次のページの別表につきましては、川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の指定地域でございます。川崎市立中央支援学校につきましては、指定地域の変更の移行措置といたしまして、現在、中央支援学校中学部に在籍する幸区居住の生徒が、中央支援学校高等部への進学を希望する場合は、指定地域と同じ扱いといたします。

続きまして、議案第23号をご覧ください。「平成27年度 川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」ご説明いたします。

はじめに、川崎市立中央支援学校高等部分教室について少しご説明させていただきます。分教室は、川崎市立聾学校内に平成23年度に開設され、現在1年生16名、2年生16名、3年生14名が在籍しております。分教室では、社会人として自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った実践的な職業教育を中心とした教育を実施しております。

それでは、1の志願資格をご覧ください。（1）前期入学者選抜の志願資格を有する者は、アからカの全てに該当する者といたします。特にウ、軽度の知的障害等がある者とし、療育手帳B2を取得できる程度の者、エ、企業就労をめざし、集団学習が可能である者、オ、自力での通学が可能である者としております。

（2）後期入学者選抜の志願資格を有する者は、以下のアからウの全てに該当する者といたします。

2の指定地域と募集人数につきましては、川崎市全域を指定地域とし、募集人数は、12名程度とさせていただきます。

3の募集期間及び受付時間、次のページの4の志願手続き、5の併願の禁止、6の志願変更につきましてはご覧のとおりでございます。

7の選抜の日時及び場所は、前期選抜は平成26年12月4日木曜日、募集人数に満たない場合は、後期選抜として平成27年1月22日木曜日に聾学校内にございます中央支援学校高等部分教室にて実施いたします。

8の選抜の内容につきましては、「学力検査」「体力・運動能力検査」「面接」等を実施いたします。

次のページの9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きはご覧のとおりでございます。

それでは、議案第24号をご覧ください。「平成27年度 川崎市立田島支援学校高等部（肢

体不自由教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱(案)について」ご説明いたします。

1の志願資格についてでございますが、以下の(1)から(2)に該当する者と(3)のア、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者

イ、肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者

のいずれかに該当する者といたします。

2の指定地域と募集人数につきましては、指定地域は、川崎区と幸区の一部となります。募集人数につきましては、定まり次第、教育委員会へ報告させていただきます。

次に3の募集期間及び受付時間、4の志願手続、次のページの5の併願の禁止、6の志願変更はご覧のとおりでございます。

7の選抜の日時及び場所、8の選抜の内容につきましては、平成26年12月4日木曜日に「学力検査」「体力検査、体幹・上肢・下肢等の運動能力の検査」「面接」等を実施いたします。

9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可と11の入学の手続きはご覧のとおりでございます。

続きまして議案第25号をご覧ください。「平成27年度 川崎市立田島支援学校高等部(訪問教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱(案)について」ご説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が、自宅等を訪問し、教育を行うものでございます。

1の志願資格につきましては、(1)から(3)のとおりでございますが、特に(3)重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して、医療若しくは生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としております。

2の指定地域は川崎区と幸区の一部としており、募集人数は、若干名の募集としております。

3の募集期間及び受付時間、次のページの4の志願手続、5の併願の禁止、6の志願変更はご覧のとおりでございます。

7の選抜日時及び場所は、平成26年12月4日(木)に行い、学校へ来校することが難しい場合も想定されますので、校長が指定する場所といたします。さらに、体調等でやむを得ない事情が生じたときは、学校長が別に指定する日時へ変更することができるとしております。

8の選抜内容、9の選抜結果の通知及び通知の日時、10の入学の許可、11の入学の手続きは、ご覧のとおりでございます。

参考として、昨年度の知的障害特別支援学校の志願者数と入学者数を表にまとめましたのでご覧ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。それでは議案第21号から25号まで質問はありますか。

【高橋委員】

いくつかありますので1つずつ教えていただきたいんですが。まず議案第21号で聾学校の募集に対して、県内に4校あって市内で原則5名の3歳児等なんですが、高等部も書いてあるんですが、これは実際には隣接する横浜市とのやり取りは多いのかなと、まあちょっと実態がわからないので教えていただきたいんですが。先ほどのご説明の中で例えば平塚とか横浜という話がありました4校の中で、実際この市立聾学校の中というのはどういう、市内の方とそうでない方の構成とかどのようになって、というのを。年によっても違うでしょうけれども、実態としてはどんな感じになっているんでしょうか。

【指導課担当課長】

割合としては4分の1ぐらいが市外からきております。先ほど説明しましたように、横浜の川崎に隣接している地域から通ってきている方、あと相模原のほうから来ている方もいらっしゃいます。その地域も聾学校がない地域ですので。逆に川崎市に在住している方で高等部からは横浜の聾特別支援学校に行かれるという方もいらっしゃいます。横浜の聾特別支援学校のほうが生徒数が多くて集団ができているため、その集団を求めて行くという方もいらっしゃいます。

【高橋委員】

はい、ありがとうございます、聾学校の件はわかりました。それ以外の議案第22号から24号に特に関わることで確認したいんですが、比較的この会議でも障害児数というのは非常に増える傾向にあると、子どもの人数に対するパーセントの増加傾向にあると、これはいろいろな理由があっただと思うんですけども、さらに川崎市の場合特別支援学級というのを全校設置をしているということも含めて、いろいろな要素で増加傾向にあるということが前提としてあると思うんですが、毎年この募集人数がこの時点で別途定めるというように、他の学校との調整で希望調査を取ってから、というような資料が出てくるかと思うんですけども、全体の増加傾向にあって希望を取ってから人数が出るというのだと、ちょっと全体像がわかりにくいんですね。おそらくいろいろな報道でも市の資料も、総合的にみますと増えていてもう場所がなくて、というのが毎年実態としては起こっているんじゃないかなと。仮にそれが全体として考えたときに、この調整というのはどういうふうになるかっていうのが、この時点でいつも不明で、正直ちょっと良い悪いというのがはっきり言えないというのが現状なんですけど。特に増えている傾向にある特別

支援学校、今回高等部が多いのでじゃあ中学部は例えばピンポイントで言ったら中学 3 年生の川崎市内の特別支援学級にいる子、特別支援学校にいる子が何人で、それで特別支援学校の、高等部の特別支援学級はないわけですから人数はこうなんですよというのは、今言える範囲で教えてもらいたいですけど。

【指導課担当課長】

毎年、中学校の校長先生と、県内の特別支援学校の校長先生方が集まって調整していく会がございます。その中で、中学校 3 年生の特別支援学校を志望される方に希望調査を取ります。第 1 回目が 6 月末ぐらいですが、この時点ではかなり多い人数を上げてくるんですね。その後各学校で教育相談を進めていくと、実は特別支援学校でなくてそれ以外の選択肢というふうに変わってくる方もいます。サポート校だったり定時制の高校だったり、お子さんにとってより良い進路選択につながり、特別支援学校の希望者が絞られてくるという状況になります。最終的に第 3 回目の調査、9 月に行われるんですが、その調査で絞られてきた数が最終的に出てきますので、その数を受け入れられるだけの各特別支援学校の定数を設定して、偏りはあるんですけど落ちた方も必ずどこかには受け入れられる定数枠を設定して、やってきています。今のところは、各特別支援学校が努力しながら定数枠を増やしきて、何とかどこにも行けないお子さんが生じないような状況でやってきているので、ただ単に今の特別支援学級の 3 年生の人数から定数を決めるというわけにはいかない状況もあります。

【高橋委員】

それも毎年同じような説明をいただいていると思うんですけど、その事情も踏まえて人数がわからないんですよ、全然。あの、選択肢というのは毎回、今の流れというのは第 3 回まで希望で、微調整まで含めてやってから県立も含めて人数を決めていきますよというご説明があって、という状況の中で、途中のサポート校や定時制や、それ以外の選択肢があるということも。例えば今この時点でなかなか難しいのであれば、過去のこういうふうになったとかですね、そういうのがないと、正直、じゃ別途定めるので、そのままそのわからないままいっちゃうというのは、これは良くないというふうに思っていて、多分場所の問題もそうですけど、併願もできなければ、一本で絞った後に実際どういうふうになっているのかという課題が整理できないと、ますます増える現状の中でしっかりとした対策ってできないんじゃないかと心配をしているところがあるんですね。ちょっと人数は欲しいというのがあります。追ってでもいいんですけど、はい。

【指導課担当課長】

人数につきましては、先ほど説明した中学校と特別支援学校の校長先生が集まる会議の中で、それぞれ特別支援学校の定数が決まってくるので、それを教育委員会のほうに例年

ご報告させていただいて、市として決定させていただいております。それが11月頃の教育委員会です。

【高橋委員】

それって、できるのかできないのかあれですけど、プロセスが多分あると思うんですよ。いつも最後の結果はいただくんですけども、本当に今後の、今年だけに限らず未来の何年後かかってのは非常に今からしっかりやっておかないと、本当に足りない、じゃあ行く場所がないとか、逆に現場の説明会の中でいろいろ、併願できませんよということを言った場合に、正しい情報がちゃんと伝わっていかないと、心配ばかりが先に来ちゃう、ってことが現場では起こっているんじゃないかというふうに危惧しております。そこが常にベールに包まれている、これは何とかこういう方向でというのを伝えていかなければいけないんじゃないかというのを踏まえて、プロセスのわかる数字というの、追ってでもいいので欲しいというのがお願いとしてあります。あと続いて、基本的には全体的に線を引くことはできないというのを重々承知で言うんですけども、例えば22号の高等部の知的障害部門の案があって、選抜の出願資格の(1)入学者選抜ウというところがありましたよね、アは知的発達の遅滞があり云々と書いてあって、イはアに挙げる程度に達しない者で云々と書いてあって、誰を指しているのっていうのがわからないんです、このあたりは具体的にはどういうふうに捉えたらいいんですか。一方で分教室はB2程度って書いてあるんですよ。

【指導課指導主事】

では替わってお答えいたします。特別支援学校高等部の知的障害教育部門の入学者の記載のところでございますが、アとイということで知的障害の遅滞があり云々とありちょっとわかりづらい表現でございますが、これは学校教育法施行令に記載されているものをそのまま載せているのでこのような文言となっておりますが、神奈川県全体といたしまして、県のホームページ等で公開をしている受験の要件といたしましては、知的障害のある者、とだけ記されております。知的障害のある者というのをどのように解釈するかということにつきましては、まず第一に知的障害の手帳があるということが大きくそれと同じにあるということでございます。ですので、実際の入学選抜の状況といたしましては、知的障害者の手帳をお持ちになっている方がほとんどでございますし、中には今申請中であるというような、あるいは将来取得が必ず見込まれるというような方が受験者としての要件ということでございます。

【高橋委員】

そうすると、この22号の資格の方は結構幅が広いんですよ。逆に言えば23号以外でこれから申請する人も含めて見込みのある人も含めて、この募集要項の22号がすべて網

羅しているという状況になりますよね。

【指導課指導課長】

知的障害の前提を謳っているんです。ただ数値で線引きをすることができませんので、「知的障害の遅滞がある方」「その知的障害の程度が軽い方で社会生活に適応が非常に困難を示している方」を、対象としているということでございますので、支援がある程度以上必要な方ということでございます。

【高橋委員】

全体にはっきりさせられない部分があるっていうのはよく理解はしているんですが、逆にそれが今増え続けている、一方で障害児数が増え続けているという、それははっきりしている、可視化もされていて、ここの学校、特に高等部のところが非常に不安がっている方々っているんですよ、逆にベールに包まれすぎていて。それなのに併願できないとなると、いろいろな想像が、じゃあ落ちちゃった場合、単純に考えてですよ、最初に枠が出ました、県立も市立も含めた枠が出た、中学校の特別支援学級・学校にいる方たちの人数よりも比較的少ないような、とかなってしまった場合にですね、比較的にそういうことが、結果的には達したりするのかもしれないですけど、そうなっている場合に併願ができない、じゃあ実際に最後の段階でここでダメだったらという話であると思うんですよね、その辺があまりに全部がベールに包まれすぎているがために、どうしていいかわからないという現状が出ちゃっているというのは、これは正直よく聞く話で。なんとかそれをできる限り解決する出し方というのは、これ毎年同じような記載で最後結果が出るという状況のプロセスというのは本当に大事だと思うので、そこをもうちょっと説明が正直欲しいですね、そうでないとこれが別紙とか、別途定めるということがいったいどうなっているのかわからないので、その辺は。

【指導課担当課長】

保護者の不安に対してさらに丁寧に説明していく必要があると、今ご意見を伺っていて思いました。前期選抜を落ちた方も必ず後期で受け入れる枠を作って、後期選抜では必ずどこかに入れる状況を作っているということについては、説明を重ねてはいるんですが、さらに保護者の方に説明が伝わるように、学校の説明会等でもそこを強調していきたいと思えます。

【高橋委員】

そうですね、その説明の統一というのも必ず必要だと思ってまして。例えば、じゃあ知的障害の方や肢体の方が県立市立も含めて市内に行けないという場合も、まあ隣接する横浜ならまだぎりぎり、鶴見とかだったらまだしも、もっと遠くになる可能性も仮にゼロじゃ

ないと思っている方だってやまほどいて。それは、丁寧な、しかも統一的な説明で解消する、現段階でプロセスは見せることはできないのであれば、私たちは知る必要があると思うんですけども、その統一をもってカバーするとか。これだけ出ちゃうと非常に不安を煽るので、そこあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

【峪委員長】

今の説明の中で何度も、行くところがないことがないように、というような話がありました。そういうふうになってしまう子っているんですか、いたんですか。

【指導課担当課長】

今までの中では、後期選抜で必ずどこかの学校に決まっています。

【峪委員長】

そこを目指してらっしゃるわけですね。

【指導課担当課長】

はい、そのための調整会議を行って希望者全員が受けられるような募集枠を、例えば教室の規模から40名だけれども、今年の希望者がそれより多いのでどうしてもそれぞれの学校が1名ずつ増やして募集人数を定めるというような取り組みを重ねる中でどこにも行けない子を作らないような努力を県全体でしていくということです。

【峪委員長】

県全体でということですね、ということです。

【指導課担当課長】

保護者のほうにしっかりと広報して安心感を与えるようにお伝えしていく努力をしていきたいと思います。

【高橋委員】

そうですね、県全体というと正直微妙なんですよ、神奈川県ですよ、神奈川県というと広くなってしまうので、その説明がどこまで、じゃあ神奈川県といったら端のほうまでというふうに捉えられちゃうことも実際にはあるわけですから、実際どこを目指しているのか、県全体なんですけれども。

【峪委員長】

遥か遠くまでやらされるという事態はあるんですか。

【指導課担当課長】

ないように対応していますので、通える範囲でお入りいただくような状況になっております。

【峪委員長】

遥か遠くへやらされるってことはないという話なんですよ。

【高橋委員】

それならそういう説明を統一するという必要が、私は正直あると思います。そこを過大解釈をして、またはその現場の中で、場合によっては県全体というのが先に行ってしまう、ということも実際にはあるので、神奈川県とってしまうと広いですから、通える範囲のどこを目指すというのは言える範囲になるかもしれないんですけど、なかなか遠くまで通うことが難しい方たちなんだと思いますので、その説明のところが大事なのかなと思います。

【指導課担当課長】

高校進学に向けて保護者の不安というか様々な不安を抱えてらっしゃいますので、不安を少しでも軽減するような説明の仕方を検討していきたいと思います。

【教育長】

今の委員のお話の中で、保護者の方がいろいろな不安を抱えていらっしゃることはよくわかります。それは十分よくわかっていて、その上で今回も募集の人数については具体的に挙がっていませんけれども、逆にその柔軟性を持つことによってですね、保護者の方のできるだけご希望に沿えるような形の入学をできるようにするという配慮だと思うんですね。ですから数が挙がっていないからという形でご心配されるという話も先ほどありましたけれども、逆に人数をかちっと決めてしまうことによって柔軟性を失うことになって。むしろそのことによって保護者の方が、そこから溢れてしまったときにどうなるのかという心配をつのる恐れもありますので、できる限り、現状としては希望されるすべての方を特別支援学校で受け入れるような努力をしているということをまずご理解いただくようにして、その通学する学校もお子さんの通学できないようなところには行かない、そういう配慮を十分しているんだということを、改めてご理解いただけるような説明を重ねて行うようにしていきたいと思います。

【峪委員長】

そうですね、そのためのこれですもんね、定数を出せないというのがね。

【高橋委員】

そうすると最初の話として、公開できないという部分、それが逆に不安を駆り立てるのであれば公開はしないほうがいいだろうということだったとすると、私たちは知っておく必要があると思うんですね、プロセスを。毎回第3回までの調整をされているというのをよく存じておりますので、それを以ってサポート校や私立定時制に行っていると、公立じゃないというところに行っているということもわかるんですけど、3回のプロセスって非常に大事だと思うので、そこは教えて欲しいです。

【峪委員長】

多分中学校の段階で、そのプロセスは親御さんにお話が行っているんじゃないかと思うんですけどね。こんなふうにして進んでいきますよと。

【高橋委員】

全体の、まあ個々には行っていると思いますけれども、全体でかなり、県立も市立も混在していますから川崎というのは、そのあたりも特別支援学級などの要素から増えている部分も含めると、今までよりかはこの数年はかなりいろいろな対策を打ってこられていると思うんですね。

【指導課担当課長】

途中経過のことを何らかの形で報告する方法を検討させていただいて、情報提供できるような方法を考えたいと思います。

【高橋委員】

お願いします。

【峪委員長】

それでは採決にはいたいと思います。採決は1つずつ行います。まず議案第21号について原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。次に議案第22号について原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。次の議案第23号について原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。次に議案第24号について原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。次に議案第25号について原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第 26 号 川崎市社会教育委員の委嘱等について

【峪委員長】

生涯学習推進課企画係長をお願いします。

【生涯学習推進課企画係長】

議案第 26 号「川崎市社会教育委員」の委嘱等についてご説明いたします。

川崎市社会教育委員の委嘱、任命につきましては、4 月 22 日の教育委員会定例会におきまして、可決していただきましたが、このたび、委員の変更についての申し出がございましたので、お諮りするものでございます。

資料 1 ページをご覧ください。

表の左から選出区分、このたび委嘱する者の氏名、現職を記載してございます。選出区分 2 号 市内の社会教育関係団体等から推薦された委員の 1 番目に記載してございますが、市 PTA 連絡協議会副会長の伊藤ともみ氏を委嘱するものでございます。

新委員の任期でございますが、川崎市社会教育委員条例の規定によりまして、前任者の残任期間を引き継ぐこととなりますので、平成 26 年 7 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日となります。

なお資料 3 ページと 4 ページに、このたびの委員の委嘱につきましての関連法規をまとめてございますので、のちほどご確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【峪委員長】

質問はありますか。なければ原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第 27 号 川崎市教科用図書選定審議会委員の任命等について

【峪委員長】

指導課長お願いします。

【指導課長】

川崎市教科用図書選定審議会委員の任命等について、御説明いたします。

本議案は、5月13日の教育委員会臨時会、議案第10号において承認いただきましたが、一部の委員に変更が生じたので、再度、議案としてお諮りさせていただきました。

なお、任命した委員の任命期間につきましては、本日から8月31日までといたします。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

【峪委員長】

質問はありますか。では原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第 28 号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

総務部担当課長お願いします。

【総務担当課長】

議案第28号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」ご説明します。

資料をご覧ください。東橘中学校学校運営協議会から、委員である地域住民2名の任期途中の変更につきまして、再度、別紙のとおり報告がございました。変更理由につきましては、主任児童委員と地域教育会議事務局の交代によるものと伺っております。なお、東橘

中学校の今年度 第二回目の学校運営協議会は、明日 6 月 27 日に開催される予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

質問はありますか。ないようですので原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

1 1 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。